

令和2年度12月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額（11月補正後） 1,083,020 (①)
- ・ 12月補正予算額 222 (②)

(補正額の財源内訳)

国庫支出金(※) 222

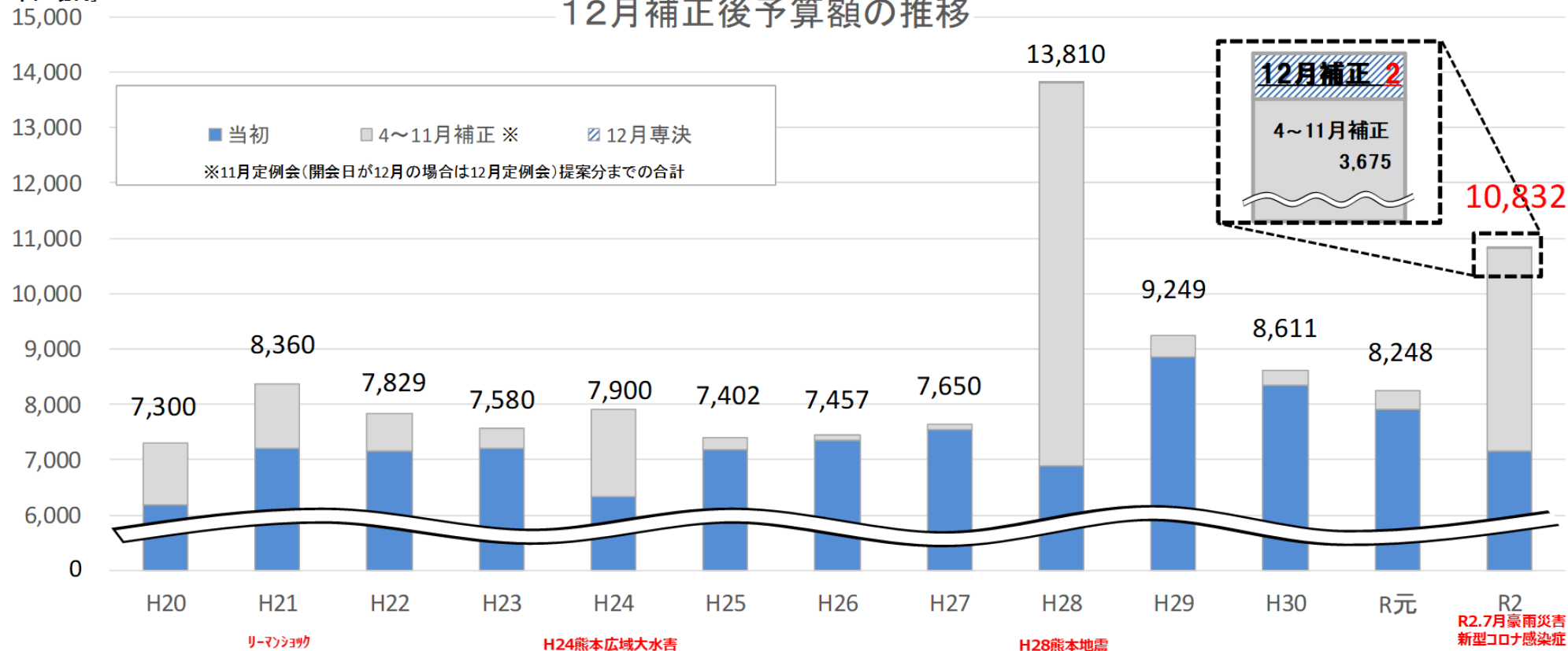
※ひとり親世帯臨時特別給付金

12月補正後予算額(①+②) **1,083,242**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

「単位：億円」

12月補正後予算額の推移



令和2年12月補正（知事専決処分）後の予算の全体像

R2当初予算額		11月補正までの 補正額		12月補正額		総額
7,155億円	+	3,675億円	+	2億円	=	1兆832億円

<新型コロナウイルス感染症関係(累計1,439億円)>

<令和2年7月豪雨関係(累計1,453億円)> 令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
	一般財源(※1)	
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

	補正予算額	
	一般財源(※1)	
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	(※2) 551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正(12/18専決)	222	-
計	138,102	505

	補正予算額	
	一般財源(※1)	
7月補正2(7/21専決)	29,050	6,775
8月補正1	8,682	22
8月補正2(8/21専決)	91,741	1,177
9月補正	3,000	3,000
10月補正(10/28専決)	799	169
11月補正	12,037	281
計	145,310	11,425

<その他(骨格・肉付け等(累計8,004億円)>

	予算額	
	一般財源(※1)	
当初予算(骨格予算)	715,510	7,870
肉付け予算	82,912	13,788
うち6月補正1	11,572	3,633
うち9月補正	71,339	10,155
11月補正(※3)	1,959	1,614
計	800,381	23,271

累計	143,910	668
----	---------	-----

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載
 ※2 全額が、令和2年7月豪雨関係分と重複
 ※3 台風災害対応分(284百万円)及び熊本地震関連分(3百万円)含む

※この資料は、本日(12月18日)11時から開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で配布された資料と同じものです。

ひとり親世帯への給付金

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額2億22百万円（-）

ひとり親世帯臨時特別給付金

[子ども家庭福祉課]

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に生じている子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付分)の再支給を実施

<現状・課題>

- ひとり親世帯の86%を占める母子世帯の平均所得は、約270万円と、児童がいる世帯の平均所得（約707万円）を大きく下回っている。
- また、母子世帯では貯金がない世帯の割合が37.6%と、全世帯の14.9%と比較して2.5倍となっている。
- このような状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大により、労働環境や生活環境が大きく変化しており、県内の関係団体が実施したアンケートでも、5割の世帯で収入が減少、8割を超える世帯で支出が増加している。

<スケジュール>

	8月			12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
臨時特別給付金（1回目）	・支給手続き開始		・支給開始			
臨時特別給付金（今回） ※再支給分					・支給手続き開始	・支給開始

※令和2年12月11日時点で、ひとり親世帯臨時特別給付金（1回目）の支給を受けている方は申請不要で支給されます。

※令和2年12月11日時点では、ひとり親世帯臨時特別給付金（1回目）の申請を行っていない方についても、今回の再支給分を併せて申請することにより、支給されます。

<目的・概要>

○全体事業費：2億22百万円

○事業内容

【対象者】 町村在住世帯 4,125世帯 ※市在住世帯分は、市から対象者へ支給

【支給要件】 以下の①～③のいずれかに該当し、1回目の基本給付の支給を受けている方

- 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る場合に限り
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【支給額】

	1回目	今回（再支給分）
基本給付	1世帯5万円 ※第2子以降1人につき3万円加算	
追加給付	収入が減少した場合5万円	なし

○負担割合：国10/10

○事業主体：県

